社会福祉法人　旭川たいせつ福祉会
「特別養護老人ホーム　たいせつの郷」　運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条　社会福祉法人旭川たいせつ福祉会(以下「法人」という)が開設する介護老人福祉施設「特別養護老人ホームたいせつの郷」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条　施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2　施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称　　特別養護老人ホーム　たいせつの郷

所在地　　北海道旭川市東鷹栖2線18号1045番地

(利用定員)

第 4 条　施設は、その利用定員を60名とする。

2　施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条　施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者　1名

施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2)医師　1名

医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。

(3)生活相談員　1名(介護支援専門員と兼務)

生活相談員の職務は、入退居に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。

⑷介護及び看護職員、ご利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

介護職員　17名　以上

看護職員　3名　　以上

介護及び看護職員の職務は、介護職員はご利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員はご利用者の診療の補助及び看護並びにご利用者の保健衛生管理とする。

⑸管理栄養士　2名

管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。

⑹機能訓練指導員　1名

機能訓練指導員の職務は、ご利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

⑺介護支援専門員　1名（生活相談員と兼務）

介護支援専門員の職務は、ご利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、ご利用者やそのご家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。

⑻調理員　適当数

調理員は献立に基づき給食を調理し、配膳する。

⑼事務員　2名

事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

２　第１項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。また、記載した人員以上の配置をすることを妨げない。

第三章　設備

（設備及び備品等）

第6条　居室

居室には、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備える。

第7条　食堂・機能訓練スペース

食堂・機能訓練スペースは入居者の食事、機能訓練、交流の場として、日常生活を営むためにふさわしい形状を有する。

第8条　調理室

利用者の食事を調理するにふさわしい器具、設備を備える

第9条　医務室

施設は、ご利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、ご利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第10条　浴室

浴室は、ご利用者が使用し易いような浴槽の他に、要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第11条　洗面設備及び便所

洗面設備は居室ごとに設け、便所は適切にプライバシーを守る設備とする。

第12条　事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第13条　その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーター・避難器具などを設ける。

第四章 運営

(内容及び手続きの説明と同意)

第14条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはそのご家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第八十七条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(稼働日)

第16条 施設の利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(入退居)

第17条 入居

施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

第18条 退居

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、そのご利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、そのご利用者の円滑な退居のために必要な援助を行なう。

2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、ご利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、そのご利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

3 施設は、ご利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第19条 入退所記録の記載

施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(介護の基準)

第20条 介護の取扱い

1)施設は、ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、そのご利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。

(2)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。

(3)施設は、その従業者が施設サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はそのご家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

(4)施設は、施設サービスを提供するに当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

⑸施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。

第21条　施設介護サービス計画

1　施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以後「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、ご利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3　計画担当介護支援専門員は、ご利用者及びそのご家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該ご利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案についてご利用者又は、そのご家族に対して説明し同意を得なければならない。

5　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、ご利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

第22条　介護内容

⑴介護に当たっては、ご利用者の心身の状況に応じ、ご利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

⑵施設は、一週間に二回以上、適切な方法によりご利用者を入浴させ、または清拭を行う。

⑶施設は、ご利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。

⑷施設は、おむつを使用せざるを得ないご利用者については、排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に取り替える。

⑸施設は、前各項のものの他、ご利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。

⑹施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。

⑺施設は、ご利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第23条　ご利用者の食事は、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。

⑵ご利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第24条　施設は、ご利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第25条　施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(ご利用者の入院期間中の取扱い)

第26条　施設は、ご利用者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該ご利用者及びそのご家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共

に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

（相談及び援助）
第27条　施設は、常にご利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、ご利用者又はそのご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。
2　施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
3　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行う。

（社会生活上の便宜の供与）
第28条　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。
2　施設は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はそのご家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
3　施設は、常にご利用者のご家族との連携を図るとともに、ご利用者とそのご家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（利用料及びその他の費用）
第29条　利用料
(1)施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。
(2)施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、そのご利用者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
第30条　その他の費用
施設は前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 食事の提供に要する費用　別紙1のとおり
2. 居住に要する費用　別紙1のとおり
3. 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用　実費
4. 理美容代　実費
5. 1～4に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの　実費

2　施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予めご利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予めご利用者又はそのご家族に対し説明を行い、ご利用者の同意を得ることとする。
3　施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

（協力病院）
第31条　施設は、入院治療を必要とするご利用者のために、予め協力病院を定めておく。
2　施設は、治療を必要とするご利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

（衛生管理等）
第32条　施設は、ご利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2　施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

（掲示）
第33条　施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示、又は事務所カウンターに、閲覧可能な形でファイル等に備え置く。

（秘密の保持）
第34条　施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密保持を厳守する。
2　施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことのないよう、退職後も秘密を保持する旨を雇用契約内容に明記する等、必要な措置を講じることとする。
3　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書によりご利用者の同意を得ることとする。

（苦情の処理）
第35条　施設は、提供した施設サービスに関するご利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（事故発生時の対応）
第36条　施設は、ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。
2　施設はご利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償をすることとする。

（身体拘束・虐待防止に向けた体制等）
第37条　施設は、身体拘束・虐待発生の防止に向け、「身体拘束廃止のための指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を設置する。
施設は、当該施設において、身体拘束廃止・虐待の防止のための必要な措置を講ずるように努める。

（ハラスメント防止に向けた体制等）
第38条　施設は、ハラスメントの防止に向け、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための相談受付窓口を設置する。
担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、ご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（緊急時等の対応）
第39条　施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、ご利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（非常災害対策）
第40条　施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及びご利用者に周知徹底を

図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

（事業継続計画）
第41条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（記録の整備）
第42条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。
2 施設は、ご利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備しその完結の日から二年間保存するものとする。

（サービスに当たっての留意事項）
第43条 ご利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。
1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をすること。
2 火気の取り扱いに注意すること。
3 けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
4 その他管理上必要な指示に従うこと。

（その他の事項）
第44条 施設は、ご利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。
2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
3 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を行う等の地域との交流を深めることとする。

第45条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成27年4月 1日から施行する。
この規程は、平成 30 年 7 月2日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年8月1日から施行する。
この規定は、令和8年8月1日から施行する。

別紙１

- 食事・居住に要する費用（１日あたりの料金）

費用負担限度額認定証		負担 第１段階	負担 第２段階	負担 第３段階①	負担 第３段階②	負担 第４段階
個室	居住費	380 円	480 円	880 円	980 円	1,371 円
	食　費	300 円	390 円	680 円	1,420 円	1,780 円
多床室 （２～４名）	居住費	0 円	430 円	430 円	530 円	1,055 円
	食　費	300 円	390 円	680 円	1,420 円	1,780 円